

(中小企業支援法等の一部改正)

第四百二十六条 次に掲げる法律の規定中「資本」を「資本金」に改める。

一 中小企業支援法(昭和三十八年法律第四百四十七号)第二条第一項第一号から第三号まで

二 中小企業基本法(昭和三十八年法律第四百五十四号)第一条第一項各号

三 官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律(昭和四十一年法律第九十七号)第二条第一項第一号から第三号まで

四 下請中小企業振興法(昭和四十五年法律第四百四十五号)第一条第一項第一号から第三号まで

第一項及び第四項

五 中小売商業振興法(昭和四十八年法律第一百一号)第一条第一項第一号から第三号まで並びに

第四条第三項第三号及び第四号並びに第四項第二号及び第二号

六 中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律(平成十一年法律第九十一号)第四条第三項第一号から第三号まで及び第五項第六号

七 破綻金融機関等の融資先である中堅事業者に係る信用保険の特例に関する臨時措置法(平成十一年法律第四百五十一号)第一条第二項

(電気事業法の一部改正)

第四百二十七条 電気事業法(昭和三十九年法律第四百七十号)の一部を次のように改正する。

第六十九条第一項第一号イ中「又は有限会社」を削り、「親会社(商法(明治三十二年法律第四百二十九号)第一百十一条ノ一第一項の親会社)」を「親法人(会社法(平成十七年法律第八十六号)第八百七十九条第一項に規定する親法人)」に改め、同号ロ中「合名会社又は合資会社」を「持分会社(会社法第五百七十五条第一項に規定する持分会社をいう。)」に、「業務執行権を有する」を「業務を執行する」に改める。

第七十五条の見出し中「備付け」を「備置き」に改め、同条第一項中「営業報告書又は」を削り、「備えて置かなければ」を「備え置かなければ」に改める。

(液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の一部改正)

第四百二十八条 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和四十一年法律第四百二十九号)の一部を次のように改める。

第五十三条第一項第二号イ中「又は有限会社」を削り、「親会社(商法(明治三十二年法律第四百二十九号)第一百十一条ノ一第一項の親会社)」を「親法人(会社法(平成十七年法律第八十六号)第八百七十九条第一項に規定する親法人)」に改め、同号ロ中「合名会社又は合資会社」を「持分会社(会社法第五百七十五条第一項に規定する持分会社をいう。)」に、「業務執行権を有する」を「業務を執行する」に改める。

第五十八条の二の見出し中「備付け」を「備置き」に改め、同条第一項中「営業報告書又は」を削り、「備えて置かなければ」を「備え置かなければ」に改める。

(消費生活用製品安全法の一部改正)

第四百二十九条 消費生活用製品安全法(昭和四十八年法律第二十一号)の一部を次のように改正する。

第五十八条第一項第一号イ中「又は有限会社」を削り、「親会社(商法(明治三十二年法律第四百二十九号)第一百十一条ノ一第一項の親会社)」を「親法人(会社法(平成十七年法律第八十六号)第八百七十九条第一項に規定する親法人)」に改め、同号ロ中「合名会社又は合資会社」を「持分会社(会社法第五百七十五条第一項に規定する持分会社をいう。)」に、「業務執行権を有する」を「業務を執行する」に改める。

第五十九条の二の見出し中「備付け」を「備置き」に改め、同条第一項中「営業報告書又は」を削り、「備えて置かなければ」を「備え置かなければ」に改める。

(電気事業法の一部改正)

第四百三十条 指定機器等の品質の確保等に関する法律(昭和五十一年法律第八十八号)の一部を次のように改正する。

第五十七条の十五第一項第三号イ中「又は有限会社」を削り、「親会社(商法(明治三十二年法律第四百二十九号)第一百十一条ノ一第一項の親会社)」を「親法人(会社法(平成十七年法律第八十六号)第八百七十九条第一項に規定する親法人)」に改め、同号ロ中「合名会社又は合資会社」を「持分会社(会社法第五百七十五条第一項に規定する持分会社をいう。)」に、「業務執行権を有する」を「業務を執行する」に改める。

第五十八条の十九の見出し中「備付け」を「備置き」に改め、同条第一項中「営業報告書又は」を削り、「備えて置かなければ」を「備え置かなければ」に改める。

(中小企業の事業活動の機会の確保のための大企業者の事業活動の調整に関する法律の一部改正)

第四百三十一条 中小企業の事業活動の機会の確保のための大企業者の事業活動の調整に関する法律(昭和五十一年法律第七十四号)の一部を次のように改正する。

第五十二条第一項中「資本」を「資本金」に改め、同条第二項第一号中「一」を「いずれか」に改め、同項第一号を次のように改める。

二 前項各号のいずれかに該当する会社であつて、前号に掲げる者がその会社に対し、その総株主(株主総会において決議をできる事項の全部につき議決権を行使する)とができる事項の全部を除き、会社法(平成十七年法律第八十六号)第八百七十九条第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株主を含む)又は総社員の議決権の二分の以上に相当する議決権を単独で有する関係その他その他の事業活動を実質的に支配することができるものとして主務省令で定める関係を持っているもの

(中小企業倒産防止共済法の一部改正)

第四百三十二条 中小企業倒産防止共済法(昭和五十一年法律第八十四号)の一部を次のように改正する。

第五十三条第一項第一号から第三号までの規定中「資本」を「資本金」に改め、同条第一項第一号中「、整理開始」を削る。

(中小企業倒産防止共済法の一部改正)

第四百三十三条 施行日前に締結された前条の規定による改正前の中小企業倒産防止共済法第一条第二項に規定する共済契約については、前条の規定による改正後の中小企業倒産防止共済法第一条第二項第一号の規定にかかるらず、なお従前の例による。

(エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部改正)

第四百三十四条 エネルギーの使用の合理化に関する法律(昭和五十四年法律第四十九号)の一部を次のように改める。

第五十七条第一項中「営業報告書又は」を削る。

(深海底鉱業暫定措置法の一部改正)

第四百三十五条 深海底鉱業暫定措置法(昭和五十七年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。

第五十八条第二項中「営業」を「事業」に改める。

(半導体集積回路の回路配置に関する法律の一部改正)

第四百三十六条 半導体集積回路の回路配置に関する法律(昭和六十年法律第四十三号)の一部を次のように改める。

第三十条第一項第一号イ中「又は有限会社」を削り、「親会社(商法(明治三十二年法律第四百二十九号)第一百十一条ノ一第一項の親会社)」を「親法人(会社法(平成十七年法律第八十六号)第八百七十九条第一項に規定する親法人)」に改め、同号ロ中「合名会社又は合資会社」を「持分会社(会社法第五百七十五条第一項に規定する持分会社をいう。)」に、「業務執行権を有する」を「業務を執行する」に改める。

第一項第一号イ中「又は有限会社」を削り、「親会社(商法(明治三十二年法律第四百二十九号)第一百十一条ノ一第一項の親会社)」を「親法人(会社法(平成十七年法律第八十六号)第八百七十九条第一項に規定する親法人)」に改め、同号ロ中「合名会社又は合資会社」を「持分会社(会社法第五百七十五条第一項に規定する持分会社をいう。)」に、「業務執行権を有する」を「業務を執行する」に改める。